

## 意見募集要領

## 1 意見募集対象

- ・無線設備規則の一部を改正する省令案
- ・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案
- ・陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和61年郵政省告示第395号）の一部を改正する告示案
- ・特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件（平成12年郵政省告示第315号）の一部を改正する告示案
- ・デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件（平成21年総務省告示第129号）の一部を改正する告示案
- ・無線設備規則第49条の16第8号ただし書の規定に基づく同号本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を定める告示案
- ・無線設備規則別表第3第22の規定に基づく別に定める特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める告示案

## 2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

## 3 意見の提出方法

様式の意見書（下記(1)から(3)までのいずれかの方法の場合）又は意見提出フォーム（下記(4)の方法の場合）に郵便番号、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、氏名及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

## (1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : `specified_radio-microphone_ver.ws_atmark_ml.soumu.go.jp`  
総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 宛て

※ スпамメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

※ コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出を極力

控えていただきますよう御協力の程よろしく申し上げます。

添付ファイルによる意見の提出を行う場合は、ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル)として提出してください。(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) F A Xを利用する場合

F A X 番号 : 03-5253-5946

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 宛て

担当 星野課長補佐、畠山第一技術係長

電話 (直通) 03-5253-5895

(代表) 03-5253-5111 内線5895

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 郵送する場合

〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て

※ 併せて、意見の内容を保存した電子媒体を添えて提出いただくようお願いする場合があります。

その場合の電子媒体等の条件は次のとおりです。

電子媒体 : 光ディスク (CD-R、DVD-R)

ファイル形式 : Windows システムに対応した (テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル)

他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。

電子媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた電子媒体については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(4) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合

e-Gov ヘルプ記載の使い方に従い、意見の提出をしてください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(1)を参照願います。

#### 4 意見提出期限

平成 24 年 5 月 28 日（月）正午（必着）

（意見提出期限経過後においても、電子政府の総合窓口 [e-Gov] の意見提出フォームに意見を記載し、送信することは可能ですが、意見提出期限経過後においては意見として受付は致しかねますので、あらかじめ御了承ください。）

#### 5 留意事項

意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口 [ e - G o v ] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布します。

ご記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省 総合通信基盤局  
電波部 移動通信課 宛て

郵便番号  
住所（ふりがな）  
氏名（ふりがな）（注1）  
電話番号  
電子メールアドレス

「特定ラジオマイクの技術基準等に係る省令・告示案に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。なお、別紙にはページ番号を記載すること。